

長期駐車自転車等への警告票取り付けについて

日向市駅高架下駐輪場に長期駐車してある自転車等に警告票を取り付けたので、日向市自転車等駐車場条例施行規則第4条の規定により下記のとおり告示する。

令和8年9月30日

日向市長 西村 賢



記

- | | |
|----------------------|---------------|
| 1 駐輪場の名称 | 日向市駅高架下 駐輪場 |
| 2 警告票を取り付けた自転車等の台数 | 3 台 |
| 3 警告票を取り付けた日 | 令和8年9月28日 |
| 4 警告票を取り付けた自転車を撤去する日 | 令和8年10月12日 以降 |

日向市建設部 都市政策課 総務・交通係

電話0982-66-1030(直通)